

【後期 第二問】

2014年9月15日午後5時ごろ、甲は身代金をとる目的で、駅に向かって歩いているX（20歳女性）に対して「駅まで送っていくよ」と声を掛けた。駅までの距離が遠かったので、Xは甲の申し出を受け入れ、甲の運転する車に乗りこんだ。

その後、10分余りたってXは車が駅の方角に向かっていないことに気付いて「車をとめてください」と甲に対して言ったところ、甲は聞こえていないふりをしてそのまま運転を続けた。

午後6時ごろ、甲は自身のマンションにXを連れ込んだ。その後、Xが約1年前から同棲をしていたYに対して身代金を支払うよう電話で要求した。しかし、Yは、1か月ほど前にXに浮気をされたことからXと別れることを考えていたため、甲からの電話に驚いたものの要求を拒絶した。

甲の罪責を論ぜよ。

参考裁判例:最高裁昭和38年4月18日第一小法廷決定

広島高裁昭和51年9月21日判決

最高裁昭和62年3月24日第二小法廷決定